

静岡県道路技術審議会規則をここに公布する。

平成24年3月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第31号

静岡県道路技術審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年静岡県条例第26号）第6条第4項の規定に基づき、静岡県道路技術審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市町の長
- (3) 県議会議員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、会議の日の3日前までに、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を委員に通知しなければならない。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、交通基盤部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。